

新庁舎周辺等整備調査検討特別委員会 所管事務調査資料

(令和4年7月28日)

(事務調査)

- ① 庁舎周辺等整備基本構想・基本計画等について
「文化交流施設及び（仮称）アイヌセンター」

生涯学習課社会教育グループ

青少年センター天体室と今後の天体観望会について

1 青少年センター天体室の現状等について

大型天体望遠鏡	ニコン製 15 c m 屈折赤道儀 最高 450 倍率
天体ドームで、望遠鏡を使う理由について	ドームは空気の揺らぎがなく、きれいにみえることや天体望遠鏡を守るため（湿度が高いとレンズにカビが生える）
天体室の修繕について	S54 年から大規模（300 万以上）の修繕はなし。 今後、雨漏りによる望遠鏡の劣化を避けるため、ドームの屋根の外部塗装や防水処理等で、約 10 年毎に 1 千万規模の費用が想定される。
大型天体望遠鏡メンテナンス及び修繕状況	・メンテナンス費用：H30 年実施 約 100 万円（内訳 現地作業費 2 人分 480 千円、出張準備費 40 千円、移動拘束費 160 千円、交通費 173 千円 茨木県から 2 人分、報告書作成 60 千円、宿泊費 22 千円） *修繕は、なし
本来必要なメンテナンス作業と今後想定される修繕費用	【定期メンテナンス】業者からは年 1 回のメンテナンスが望ましい旨。 メンテナンス内容：据付精度の再調整、導入精度確認、主望遠鏡及び案内望遠鏡対物レンズ清掃等 【極軸調整】北極星を観測しながら、望遠鏡の位置を合わせる作業で、曇天ではできないため、2～3 日の滞在余裕が必要で、数年に 1 回約 50 万円必要 ～想定する修繕～ 【レンズ交換】レンズは日頃のメンテナンス作業でほぼ半永久的に使用可であるが、傷がついた場合等には、現在、使用のレンズは鉛が入っており代替硝種による再設計、レンズ製造が特注で、作業工賃を含めて約 1～2 千万かかる。 他の部品は代替品で修理可能
新築建物に天体室を新設する費用	現在と同等規模の天体室の場合は、約 6 千万円＋可動式ドーム製作代として、別途費用が必要だが、北海道にドーム制作の会社がないため、運送を含め高額な費用が予想される。
新築建物へ望遠鏡を移設する費用	約数千万円 ※クレーンで吊り上げる際に望遠鏡の土台の基礎を安定してから行うため高額になる。
小型望遠鏡について	昭和 55 年に 高橋製作所製 8cm 屈折赤道儀を 5 台購入（1 台 16 万円） 最高 171 倍率

2 青少年センター天体室及び天体観望会の課題について

- ・平成 30 年のメンテナンスの際に、胆振東部地震の影響で、望遠鏡の据え付け精度が悪化しているため、再調整を勧められた。(観測は、目視で行えば支障がないと判断し、実施しなかった。)
- ・極軸調整を行っていないため、正確な星の追尾が出来ず、目視で星を探し観察している。
- ・天候に左右される(雨天は中止)
- ・コロナ禍で、天体室の収容人数制限や望遠鏡を共有するための感染対策で、天体観望会の運営に支障が出た。(観測までに長時間待つなど)

3 天体室をなくすという結論に至った経緯

- ・青少年センター建設当時に比べ、天体望遠鏡の性能は向上しており、天体室を設置しなくても、一般的な天体観望に使用する用途であれば、十分な性能の可搬式のものが最新の望遠鏡では約 60 万円で購入可能。
- ・最新の天体望遠鏡では、デジタル技術を活用して、スマホやディスプレイに、望遠鏡が捉えている映像を飛ばすことができ、大勢の参加者でも、順番待ちをすることなく、同時に見ることができ、また、多少の雲がかかっても観測が可能であるため、天候にも左右されにくく、安定して有意義な天体観望を行うことができる。

4 新たな文化交流施設での天体観望会について

天体観望会実績	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R3 年度
回数	5 回 (2 回雨天中止)	2 回	2 回	3 回
参加人数	37 人	16 人	86 人	108 人

	今までの天体観望会	新たな天体観望会
概要	天体観望会(大型天体望遠鏡を使って見る。小型の望遠鏡も利用)	電視天体観望会(天体専用の高感度カメラを望遠鏡に差し込み、パソコンやスマホのディスプレイを介して見る)
場所	青少年センター天体室、屋上スペース	文化交流施設の屋上スペース、人の集まる場所等
望遠鏡	大型天体望遠鏡	① CMOS カメラ ② デジタル望遠鏡 ③ Windows P C 各 1 台
予算	メンテナンス約 100 万円(年 1 回) + 天体室修繕 1 千万円規模の費用(約 10 年毎に)	① CMOS カメラ 約 10 万円 ② デジタル望遠鏡 約 53 万円 ③ メンテナンス 約 3 万(年 1 回) レンズ清掃
メリット	・大型望遠鏡での天体観察 ・従来の天体観望会ができる	・ディスプレイで同時に見ることが可能(スマホなら 10 人程度まで可) ・明るい場所や多少の雲でもきれいに見える ・天体画像を撮影できる ・持ち運び可能で、場所を選ばない ・専門知識が無くても星等の名前がわかる

<p>デメリ ット・課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の望遠鏡は操作が難しく技術が必要で、現状、小型可搬式の天体望遠鏡で十分な程度の太陽系惑星等の天体観望会しか行うことができない ・現状の望遠鏡の十分な性能を引き出して発揮させられる技術を持った人材の確保が困難 ・現状、極軸調整がされていない ・高額なメンテナンスが必要 ・1人1人交代で見るため、待ち時間が長い ・雲がある時は見えない ・接眼部を共有するので感染対策が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・今のところ特にならない
---------------------------	--	--

『青少年センター図書室と整備予定の文化交流施設併設の図書館等について』

1 図書室と図書館の違いについて

	図書室	図書館
根拠法令	社会教育法第 22 条第 1 項第 3 号に基づく公民館の事業の一つとして運営	図書館法第 7 条の二に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準が定められている
設置基準	<p>公民館の設置及び運営に関する基準（平成 12 年文部科学省告示第 112 号）</p> <p>第 9 条（施設及び設備）第 1 項 「公民館は、その目的を達成するため、地域の実情に応じて、必要な施設及び設備を備えるものとする。」</p> <p>第 2 項 「公民館は、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の利用の促進を図るため必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。」</p>	<p>図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 24 年文部科学省告示第 172 号）</p> <p>第一 総則 二 設置の基本 3 「人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。」</p> <p>第二 公立図書館 一 市町村立図書館 1 管理運営 （六）施設・設備 「高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備（中略）に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。」</p> <p>第二 公立図書館 一 市町村立図書館 3 図書館サービス （五）多様な学習機会の提供 「学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。」</p>

図書館整備の数値基準（日本図書館協会） ※数値は必須ではなく、これ未満でも図書館の設置は可

- ・最低蔵書数 5 万冊、開架冊数約 4 万 9 千冊（人口 6,900 人以下）
- ・延べ床面積：最低基準 800 m²
- ・職員：専任職員 3 名以上

図書館の主なサービスについて

- ・複写サービス：司書又は相当する職員（著作権法施行規則第 1 条の 3 に定めるもの）を置き、図書館が主体となって、適否を判断し複写サービスを行う。
- ・レファレンスサービス：利用者の問い合わせに応じ、図書の照会や検索をする業務

2 青少年センター図書室から整備予定の文化交流施設併設の図書館について

	青少年センター等	文化交流施設
目的	目的：青少年の化学的知識の普及と文化の向上を図る。	目的：図書館を核とした文化複合施設で、従来のサービスのほか、地域の文化交流や町民活動を支援し、まちづくりや地域振興・活性化を図る役割を果たす。
利点及び課題	課題：駐車場から道路を渡り入口に入る エレベーターがない 自習室スペースが点在し、集中しづらい 書架間の通路スペースが狭いところがある 閉架図書スペースがない インターネット専用スペースがない 児童専用トイレがない 施設の老朽化に伴う管理経費 事務室が近く静かさの確保上望ましくない	利点：ユニバーサルデザインに配慮 建物管理費の軽減化 床面積増加による開架図書数の拡充 図書館を利用しない層の利用拡充 共用施設部分の建物面積の削減
規模	・青少年センター 約 1,510 m ² （図書機能 280 m ² 、プラネタリウム約 50 m ² 、展示機能 270 m ² 、会議室機能約 160 m ² 、事務機能約 140 m ² 、共用等約 610 m ² ）	文化交流施設 約 2,000 m ² （図書機能約 600 m ² 、プラネタリウム約 100 m ² 、展示機能約 100 m ² 、創作機能約 180 m ² 、ホール機能約 200 m ² 、会議室機能約 60 m ² 、事務機能約 60 m ² 、キッズスペース約 80 m ² 、共用等約 620 m ² ）
併設・集約施設	・創作館 約 360 m ² （創作機能約 180 m ² 、ホール機能約 40 m ² 、事務機能約 20 m ² 、共用等約 120 m ² ） ・児童会館 約 500 m ² （ホール機能約 210 m ² 、事務機能約 180 m ² 、共用等約 110 m ² ）	

3 文化交流施設併設図書館等について

○社会教育 G が文化交流施設に求める機能について

1. 図書館

- ①図書館利用者以外の方も来たくなる滞在型図書館。
- ②図書館を核に他の機能と集約することで、利用者の目的以外の「もの、こと」に触れることで、新たな興味を引き出す施設。
- ③複数の課と情報を共有し、町の情報発信地となるような図書館。
- ④他の施設の利用者も通るような回遊動線を意識した利便性のあるづくり。
- ⑤読み聞かせコーナーをオープンにし、多目的利用。
- ⑥児童図書コーナーは、乳幼児親子の利用促進のため、キッズトイレを設置。

2. プラネタリウム

- ①プラネタリウムは、自動解説ができる既存のデジタル投影機を引き続き利用。
- ②プラネタリウム室の固定式椅子を廃止し、様々な用途で活用。

3. 天体室

- ①既存の天体望遠鏡は廃止し、デジタル型望遠鏡に変更。
- ②天体室は廃止し、天体観望スペースとして文化交流施設の屋上等を利用。

4. ホール

①防音にすることで、吹奏楽や太鼓のほか、ミニコンサート、映像などの上映。

5. 創作スペース（陶芸、木工等）

①利用を限定せず、様々な創作活動ができるスペース。

6. フリースペース・飲食

①フリースペースは、閲覧や学習スペース、展示など要望に応じた利用ができる空間。

②飲食を含めた様々な出店者に対応し、屋外の一体的利用も含めたフリースペース。

○文化交流施設の先進地事例

1. 広場と一体化したイメージ



図書機能を融合した複合施設せんとぴゅあII（東川町）

3,024.77 m²

【特徴】

- ・正面に大庇を設置し、芝生広場と一体化した利用が可能
- ・前面に大きな開口部と屋根面のハイサイドライトで自然光を多く取りいれている
- ・隣接施設のエントランスを屋根付き通路で結ぶ
- ・ワンフロアで段差がなく、ユニバーサルデザインに配慮したつくり
- ・前面道路から25度傾け、景色にも配慮



【特徴】

- ・正面は芝生公園に面しており、一体化した利用が可能
- ・光庭で自然光が入る、日中は室内が明るい
- ・正面入口の他に住宅街のある反対側に出入り口を設置
- ・駐車場から正面入口まで、屋根付きのエントランス設置

5,695 m²

図書館と市民活動センターの複合施設「学びの杜のいちカレード」（石川県野々市）

2. 図書館イメージ

【にぎわい会議から】

- ・大きな図書館
- ・おしゃれな図書館
- ・BGMが流れる図書館
- ・図書館のエントランスホールが様々な使える
- ・サテライトキャンパス等の多機能な図書館
- ・駐車場やアクセスが便利な図書館

【図書室利用者アンケートから】

- ・駐車場から入口まで道路を渡るので危険
- ・正面玄関が入りにくい、エレベーターがない
- ・蔵書数が少ない
- ・勉強できるスペースが欲しい
- ・トイレが暗い
- ・スペースが狭くゆったりしたスペースがない



せんとぴゅあII (東川町)

約 1,236 m²

【特徴】

- ・鉄骨と木のハイブリット構造で見通しの良い空間に
- ・書架の間の通路を広くし車いすでも移動が容易に
- ・ワンフロアに背の低い書架を配置



図書館と地域複合施設「かほく市立図書館」(石川県)

【特徴】

- ・ 書架を中央に配置し、本の直射日光の影響を和らげる
- ・ 大型カーテンウォールで太陽光を有効に活用
- ・ 入口から左右に児童図書コーナーと一般図書コーナーを分離

○自習室または学習室の配置

【にぎわい会議から】

- ・ 中高生が勉強できる場
- ・ 静かに一人で勉強・仕事・読書がしたい
- ・ 集中できる場所



「学びの杜のいちかレード」(石川県野々市)

100.93 m²

【特徴】

- ・ 書架を1階に2階に学習室を設置
- ・ 静かな環境

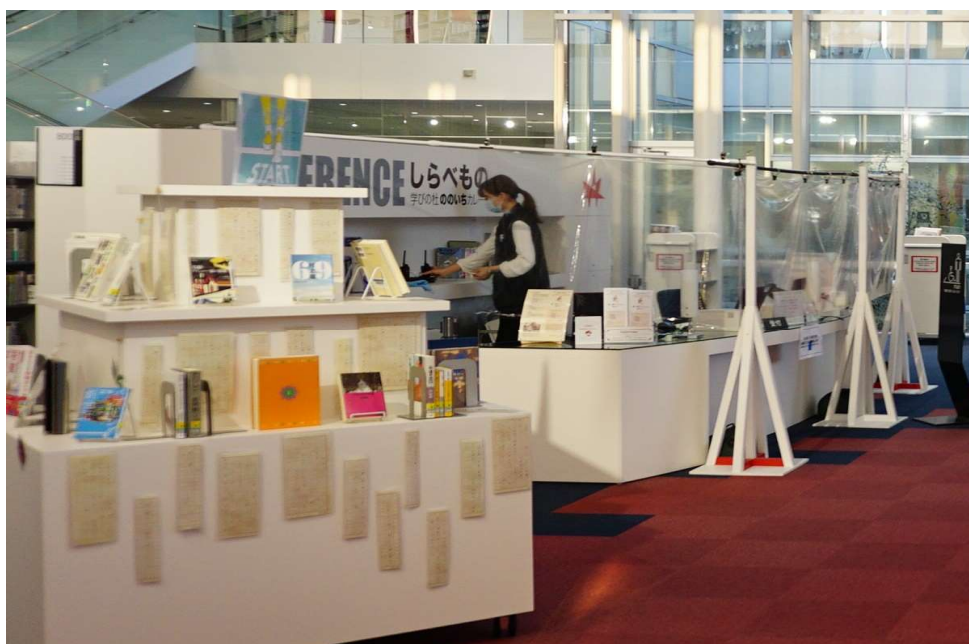
OLファレンスカウンター（必要な資料、情報を案内するサービス）及びインターネット閲覧コーナー



「せんとぴゅあII」（東川町）

【特徴】

- ・インターネット閲覧専用スペースを配置
- ・半個室で集中しやすい



「学びの杜のいちカレード」（石川県野々市市）

【特徴】

- ・レファレンス専用スペースを設置
- ・ウェブサイトによる情報発信やメールによるレファレンス受付も可

○児童図書スペース及び読み聞かせスペース

【にぎわい会議から】

- ・本を読んでいるとき子どもが見える
- ・わいわいおしゃべりしながら読書できる
- ・子ども達が世界とつながる場

【図書室利用者アンケートから】

- ・児童専用トイレを設置してほしい



「学びの杜のいちカレード」(石川県野々市市)

【特徴】

- ・読み聞かせスペースを中心に円形に児童専用書架を配置
- ・児童専用トイレとおむつ交換スペースの設置



「学びの杜ののいちカレード」(石川県野々市市)

【特徴】

- ・ 読み聞かせスペースをオープンにしている
- ・ 使用しない時は子ども達の閲覧スペースに
- ・ 読み聞かせの時は、昇降幕を降ろし、個室空間を演出

○閲覧スペース及びフリースペース

【にぎわい会議から】

- ・気軽に集まれるスペース
- ・常設展示だけでないアートイベントの開催
- ・外のホールやテラスで本を読む
- ・夜の大人の遊び場



「学びの杜ののいちカレード」(石川県野々市市)

【特徴】

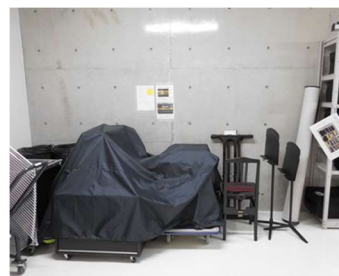
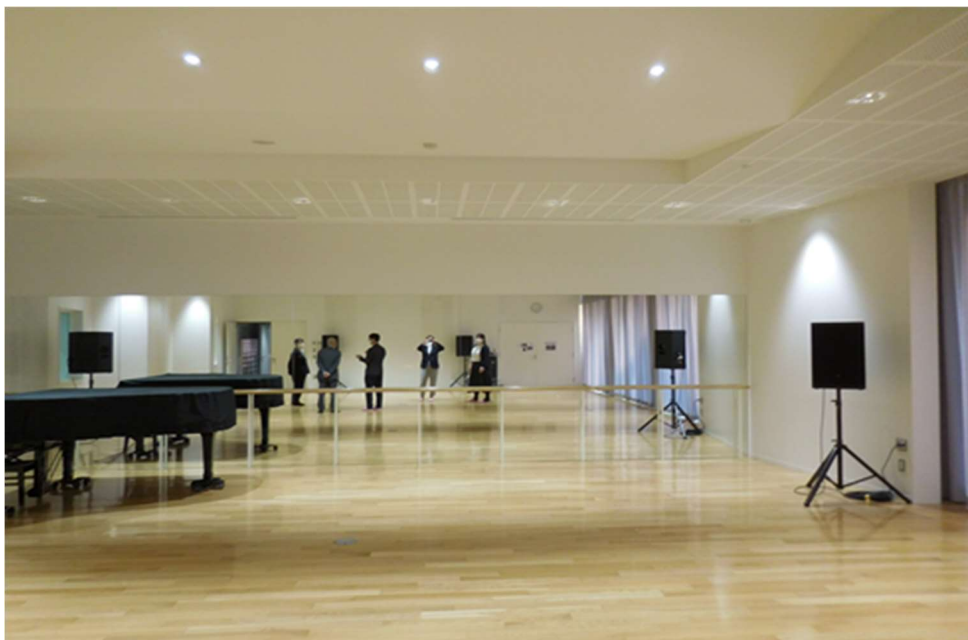
- ・窓際の方向にテーブルや椅子を配置
- ・ゆったりとしたスペース
- ・場所の雰囲気に合わせて、椅子やテーブルを選択

創作館及び児童会館の機能について

【にぎわい会議から】

- ・気軽に立ち寄れる創作室
- ・町内のサークルの楽器や備品を収納する場所
- ・小ホールは可動板で、多目的に
- ・小ホールで映画を観たい
- ・既存団体の町内サークルの優先利用
- ・創作部門の音や振動対策のある場所
- ・誰でも得意なことを教えられる場

○音楽スタジオ



「学びの杜のいちカレード」(石川県野々市市)

123.10 m²

【特徴】

- ・楽器の練習の他にダンスの練習ができる（一面が鏡張りのため）
- ・発表会やミニコンサートを開催
- ・貸出用楽器の収納スペースがある

○創作スタジオ



「学びの杜のいちカレード」(石川県野々市市)

89.1 m²

【特徴】

- ・同様の部屋が2つあり、陶芸と木工、書道や絵画などの創作で用途分け
- ・ドアをガラス張りにして、中の様子が見え、他の利用者も目にするように工夫
- ・名前を陶芸室と限定せずに、創作室として多目的に使えるように

○体験室



「せんとぴゅあII」(東川町)

64.35 m²

【特徴】

- ・ガラス張りで、中が見えるようにしている。
- ・体験等のイベント以外は会議など多目的に使える
- ・一面を白い壁にして、スクリーンとして利用
- ・一つの部屋を可動式の壁で仕切ることが可能

【創作館の利用状況】

○休館日及び時間 日曜日、月曜日、祝日及び年末年始 午前9時～午後5時まで

陶芸室利用者数	H30	R元	R2	R3
一般利用者(延べ)	0人	47人	0人	0人
陶芸同好会(延べ)	595人	1,057人	798人	473人

- ・地震やコロナの影響で、講習会が出来ず、一般利用者が0人の年がある。
- ・平均1日3～4人 週に3日程度の利用が多い
- ・利用時間帯は、午前中が主で、午後は2時頃までの利用が多い。

【図書館新設のメリット】

- ・床面積拡充による開架図書数の拡充及び閉架図書の設置
- ・入口から駐車場までの安全性の確保
- ・ユニバーサルデザインの導入で、誰でも利用できる図書館
- ・ゆとりある空間で、静かに読書や学習、仕事など集中できる場所の確保
- ・子ども達がお話ししながら楽しめる空間や子育て中の親子が利用しやすい児童図書館
- ・図書館で厚真町に関する情報やイベントなど様々な情報収集ができる場
- ・フリースペースを活用した町民の活躍の発信の場や交流を深める場

【事例の施設】

○石川県野々市市「学びの杜のいちカレード」 延べ床面積：3,913 m² 蔵書数：約 25 万冊

○石川県かほく市「かほく市立図書館」延べ床面積 1,169 m² 蔵書数：約 14 万 8 千冊

○北海道東川町「せんとびゅあII」延べ床面積 1,236 m² 蔵書数：約 7 万 5 千冊

* せんとびゅあIIの床面積は、図書館類似施設で、他の機能と共有スペースが多いため、開架スペースのみ

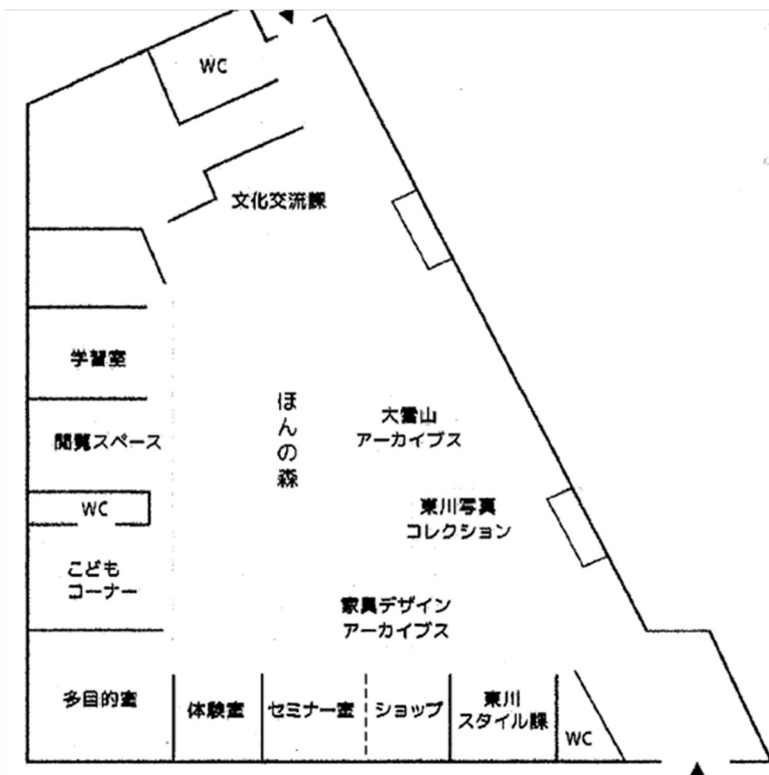
○厚真町青少年センター図書室 280 m² 延べ床面積 1,510 m² 蔵書数：約 3 万 9 千冊

* 図書館部分のみの床面積記載

平面図



「学びの杜のいちカレード」(石川県野々市市)



「せんとびゅあII」(東川町)

(仮称)アイヌセンターのコンパクト化に係る運用の想定

素案における機能	素案の規模 (㎡)	代替案の規模 (㎡)	素案における運用 想定	代替案における運用想定
厚真の歴史 展示・震災ア ーカイブのス ペース	200	—	常設で展示	文化交流施設のフリースペース(共用等機能の一部)を利用し、必要に応じて容易に収納できるよう可搬性の高い形態で展示を行うことで、当該スペースを他の用途にも使用
アイヌ展示	180	180	—	—
映像展示室	160	—	開館時間中いつでも、映像を視聴可能	文化交流施設のプラネタリウム室を利用し、プラネタリウム使用時以外に映像の視聴利用(現状、プラネタリウムは2週間に1回程度の利用)
学習スペース	40	—	同センター内で、開館時間中いつでも、利用可能	文化交流施設の図書館の学習スペースや団体の場合は会議スペースや総合福祉センター等、他の施設を利用(現状、図書室の机の利用は1週間に数名程度と推測。会議室は読み聞かせの団体が週に1回(2時間)程度、舞踊の団体が1週に1回(4時間)程度、婦人の団体が月に1回程度、利用)
ものづくり体 験室	40	—	同センター内で、開館時間中いつでも、利用可能	文化交流施設の創作スペースや総合福祉センター等、他の施設を利用(現状、創作館は1週間に4日程度、主に午前中の利用)
事務室等	140	40	同センター内で事務だけでなく、遺跡調査等に関する広いスペースを必要とする作業も可能	広いスペースを必要とする作業は他の施設を利用し、必要最小限の事務スペース利用
収蔵庫	140	140	—	—
物品庫・書 庫等	90	—	同センター内で使用する物品及び文書を保管	使用頻度の高くないものは他の施設を利用し、文化交流施設の物品庫・書庫は必要最小限の利用
機械室	30	—	文化交流施設と別建物のため必要	文化交流施設と合築であることから、文化交流施設のものを利用
共用・その他	580	—	文化交流施設と別建物のため必要	文化交流施設と合築であることから、文化交流施設のものを利用
合計	1,600	360		

※文化交流施設の床面積は代替案においても床面積2000㎡と変わらない。

(仮称)アイヌセンターにおける遺骨の安置室について

○全国又は全道的な経緯・背景

- ・平成 7 年、北海道大学で北方諸民族などの人骨6体分が発見されたことに端を発し、人類学的研究目的で盗掘された数々のアイヌ遺骨に関して、人としての尊厳を保つ取り扱い、慰霊、地域返還が進められてきている。
- ・平成 19 年の「先住民族の権利に関する国連宣言」について、日本も批准しており、アイヌ民族がその対象として、広く認知されている。
- ・令和元年 5 月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」により、アイヌ民族の尊厳を取り戻すための施策のひとつとして、アイヌ民族の先人、祖先に対する敬意と人としての尊厳回復のため、発掘調査で見つかった人骨を丁重に扱うよう文部科学省から通知されている。
- ・道内外各地に保管されているアイヌ遺骨の取り扱いに関して、文部科学省により各地に保管されているアイヌ遺骨の所在、保管状況の調査なども行われてきた。
- ・令和元年 11 月には白老町の民族共生象徴空間の慰霊施設に各大学、市町村保管のアイヌ遺骨が集約され、慰霊が行われた。

○厚真町における経緯・背景

- ・厚真町においては、厚幌ダム建設事業に伴う埋蔵文化財発掘調査で副葬品とともに遺骨が出土。
- ・平成 28 年には厚真アイヌ協会から町長宛に、当時札幌医科大学で保管されていた発掘出土人骨を故人のふるさと厚真へ戻し、町教委で保管していた副葬品とともに丁重なる安置と、カムイノミ・イチャルパという伝統的先祖供養への協力依頼などの要望書が提出された。
- ・札幌医科大学保管の出土遺骨の地域返還は、文科省への諸手続を経て令和3年 9 月に厚真アイヌ協会へ返還され、厚真アイヌ協会主催により、町長、教育長、議長も参列し、軽舞遺跡調査整理事務所でイチャルパが執り行われた。
- ・発掘調査で見つかったアイヌ遺骨は、文化財保護法のもと文化財としても取り扱われることから、現在は軽舞遺跡調査整理事務所の遺骨安置室にて、副葬品と共に丁重なる保管、安置をつづけている。
- ・より良い発展的多様性をもつ社会への責務、貢献として、以上のような法的根拠や社会的流れに基づき、地元アイヌ協会の意向も踏まえて、副葬品の展示には同じ建物内で遺骨も保管、安置する必要があることから、仮称アイヌセンター内に遺骨安置室を設ける素案としたもの。

(仮称)アイヌセンターという施設名称について

○素案における施設名称について

- ・令和元年 5 月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」において「日本列島 北部周辺 、とりわけ北海道の先住民族」と明記された。
- ・国立アイヌ民族博物館(ウポポイ)などでは、アイヌ民族、アイヌ文化の単語が前面に出され、特に町外からの利用者にもわかりやすい施設名称として、素案では仮称アイヌセンターとした。

○今後の正式名称に係る検討について

- ・正式に命名する際には、名称から施設機能を考えるうえで、「アイヌセンター」では非常に範囲が大きすぎ名称から施設機能に関して誤解を招く恐れもある。
- ⇒厚幌ダム等の出土品の展示公開によるアイヌの歴史文化、また、アイヌ民族への理解促進をメインとした施設であることから、施設名としては、例えば「アイヌ歴史文化センター」など、とすることを検討したい。